基準型通所介護予防サービス(「事業対象者」「要支援1」「要支援2」の認定をなされている方で「介護保険負担割合証」に1割との記載がある方が利用する場合)

基本サービス費(1月あたり)	事業対象者(「要支援1」相当) 要支援1	事業対象者(「要支援2」相当) 要支援2
・サービス提供時間:(10:00から15:00)	1672円	3428円
サービス提供体制強化加算(I) ・事業所がサービスを提供する体制(介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上、または介護職員の総数のうち10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上)に関する加算として算定	1月:88円	1月:176円
介護職員処遇改善加算(I) ・介護職員の賃金改善等を実施する目的として、令和6年3月31日までの間 月の利用単位合計数に5.9%を加算する。	1月:104円	1月:213円
介護職員等特定処遇改善加算(I) ・厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を 実施する目的として、月の利用単位合計数に1.2%を加算する。	1月:21円	1月:43円
介護職員等ベースアップ等支援加算 ・厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を 実施する目的として、月の利用単位合計数に1.1%を加算する。	1月:19円	1月:40円

※利用にあたっては、別途、1日(1食):600円の昼食代(食材料費)の支払いをお願いしています。

※「介護保険負担割合証」に2割または3割との記載がある方が利用される場合にあっては、上記金額の2倍または3倍の金額を請求させていただくこととなります。 ※利用される月内において、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの利用があった時には、「日割り計算」を行い、請求させていただくこととなります。